

セルフメディケーション税制について

○セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の保持増進及び疾病の予防への「一定の取組」を行った方が、スイッチ OTC 医薬品を購入した際に、一定の条件の下、その支払金額について所得控除を受けることができるものです。

○一定の取組とは

セルフメディケーション税制の適用を受ける方は、その年（各年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）において、次のいずれかの取組を行う必要があります。

- ・ 保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種健診等）
- ・ 予防接種（定期接種、インフルエンザ等）
- ・ 勤務先で実施する定期健康診断
- ・ 特定健康診査、特定保健指導
- ・ がん検診

○スイッチ OTC 医薬品とは

これまで医師の処方が必要だった医療用医薬品をドラッグストアでも購入できるような、いわゆる市販薬へ切り替えた医薬品のことです。

対象となる医薬品には以下のようなマークが表示されています。



セルフメディケーション税制に関する手続きについては、厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>